

R7.3.11 議会運営委員会

今城委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
本日は、議案の付託及び意見書案の送付先等について御協議願うため、お集まり
いただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 議案の付託について

今城委員長 初めに、1ページの資料1、議案の付託についてである。
知事提出議案70件を、お手元にお配りしてある議案付託表のとおり、本日の質問
終了後、所管の常任委員会に付託することとしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長 それでは、さよう決する。
なお、請願の提出はなかったので、御報告する。

2. 意見書案の送付先について

今城委員長 次に、意見書案の送付先についてである。
7ページの資料2、意見書案送付先一覧表案を御覧いただきたい。
以上、意見書案7件は、記載してあるそれぞれの常任委員会に送付することとし
たいが、御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長 それでは、さよう決する。
なお、常任委員会で不一致となった意見書案は、議運へ差し戻されることとなる
が、慣例により、改めて議運を開かず、議運から提出会派へ差し戻したものとみな
すこととしたいので、御了承願う。

(了 承)

今城委員長 また、不一致となった意見書案を改めて会派として提出する場合は、全ての常任
委員会で案件についての審査が終了し、そして、その日の全ての常任委員会が閉会
した時点から1時間以内に事務局へ提出されるよう、御協力願う。

3. 次期常任委員について

今城委員長 次に、22ページの資料3、次期常任委員についてである。
自由の風の樋口議員は、危機管理文化厚生委員会を希望するとのことだったので、
次期常任委員会の会派構成は、資料3のとおりとし、産業振興土木委員会を欠員と
するというので、御了承願う。

(了 承)

4. 政務活動費マニュアルの改正について

今城委員長 次に、23ページの資料4、政務活動費マニュアルの改正についてである。
この件について、事務局に説明させる。

R7.3.11 議会運営委員会

福島総務課長

23ページの資料4をお開き願う。政務活動費マニュアルの改正について御説明する。

昨今の宿泊料金の高騰等を含む社会情勢の変化や、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等を考慮し、昨年12月に高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例が改正された。そのため、この条例を準用するものとしている政務活動費の旅費に係る宿泊費への充当上限額の規定を改正するとともに、その他所要の改正を行うものである。

まず、(1) 宿泊料及び宿泊諸費については、令和7年4月1日から施行される国旅費法により適用される国家公務員の指定職の上限額と同額とする条例が改正されたので、その趣旨に沿ったマニュアル改正を行いたいと考えている。国家公務員においては、宿泊料等を財務省令で定め、実勢価格に変動があれば毎年度見直すこととされているため、今後財務省令に改正があった場合は改正後の金額を適用することとなる。令和7年度の上限額については、例として東京都の特別区、大阪市、福岡市を記載している。

次に、(2) 海外調査を行う場合の取扱いについてである。平成25年の議会運営委員会で決定した、政務活動として海外調査を行う場合の取扱いがマニュアルに記載されていなかったため、今回マニュアルに反映をするものである。具体的には、海外調査に政務活動費を充当する場合は事前に計画書を、事後に報告書を提出するものとするという文言を追加したいと考えている。

最後に、(3) その他の改正についてであるが、令和6年4月の地方自治法改正に伴い、政務活動費に係る各手続については、従来の書面等に加えてメール等での提出も可能とすることをマニュアルに反映させたいと考えている。この改正案について御協議いただき御承認いただいたら、前回2月28日の議運で御決定いただいた押印の見直しと併せて議長に御決裁をいただき、令和7年4月1日から施行したいと考えている。

説明は以上である。

今城委員長

この件について、何か質問、御意見はないか。

(なし)

今城委員長

それでは、事務局の説明のとおり政務活動費マニュアルを改正するというところで御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長

それでは、さよう決する。

なお、改正に当たって、必要となる手続等については、議長に一任することにしたいが、これに御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長

それでは、さよう決する。

5. 東日本大震災発生十四年に伴う本会議場での黙祷について

今城委員長

次に、30ページの資料5、東日本大震災発生十四年に伴う本会議での黙祷についてである。

このことについては、3月11日に、哀悼の意を表するため、国民各位に対して、震災の発生時刻に黙祷を捧げるよう協力方を要望することが閣議了解されている。

については、先例もあるので、本日の本会議において、東日本大震災で被災された方々を追悼するための黙祷を捧げることにしたいと思います。

なお、円滑に議事を進行するため、黙祷は本会議の冒頭に行うこととし、議長の発声により1分間の黙祷を行うことにしたいが、いかがか。

(異議なし)

今城委員長

それでは、さよう決する。

6. 議事進行発言について

今城委員長

次に、31ページの資料6、議事進行発言についてである。

3月4日の本会議において、自由の風の樋口議員の質問に関して、日本共産党の岡本議員から議事進行発言があった。

その内容を、資料6としてお配りしてある。

については、この件の取扱いについて御協議願う。

御意見があれば、どうぞ。

中根委員

議事進行発言を岡本議員がされたが、私は表現の自由は保障されるべきだと思っている。しかし、今回の樋口議員の発言の中には、個人が特定できる状態で何の根拠も示さずに人格を中傷する、歴代の副知事が普通のおじさんになって手腕を発揮しなくなるといった発言などは、議会の品位を汚すものだというふうに考えた。中傷をするような発言は控えるべきだと考えるし、できれば議事録からの削除を求めたいくらいだというふうに思っている。ぜひ、皆さんでお諮りいただいてこういう中傷的な発言のような中身は、以後慎んでいただけるような手だてを考えていただきたいと思うのでよろしく願います。

三石委員

中根委員から話があったが、言論の自由と言っても品位を落とすようなことだ。本会議でこんな議事録を残すというのも——品位ある発言をという注意で終わるのか、議事録から削除しないといけないのか、議事録からの削除までには及ばないのではないかと思うが、品位ある、良識を持って発言をするようにという注意でいいのではないかと私は思うが、先例はないか。

(飯田議事課長、挙手)

今城委員長

飯田議事課長。

飯田議事課長

発言の取消しを求めることについては、議場で議事進行発言を行うこととなっている。議事進行発言の中で、取消しの要求のないものは議運では取り扱わないという申合せをしている。今回は、議運で発言について御協議いただきたいという議事進行発言だったので、発言の取消しを求めることまでは少し難しいかと思われる。

今後の発言に対して、どういったことをしていったらいいのかということをお伺いしたかったらと思う。

以上である。

中根委員

本当に驚くような、中傷めいた中身になってしまったので、今後は二度とないような形でみんなで認識を深められればいいと思う。議場の中で発言の削除を要求すると言わなければならないんだということも含めて、私たちも勉強して注意をしていくということだろうか。

西森(雅)委員

樋口議員の発言だが、普通のおじさんという表現に対してそれほど何か感じたということはない。それよりも後ろの、手腕を振るったと思えないといった表現のほうがちょっとどうかと感じた。普通のおじさんというところに関しては、発言者の捉え方の思いであって特に問題ないと感じた。それが議運の皆さんの意見として、ふさわしくないという部分であれば対応していければいいかと思う。議事進行発言の中で言われたのは普通のおじさんというところだけだった。だから、手腕を振るったと思えないという部分を問題にするべき発言ではなかったかと私は捉えた。それではなくて違うところを捉えられたので、それに関しては個人の思いとして言ったということで問題ないと思はる。

久保委員

私も西森委員と大体同じだ。議場で聞いていて、副知事から空港ビルの社長になったということであれば、人は確かに特定はされる。ただ、聞いていてそれほど卑下するというか、卑しめるというふうな感じは私は受けなかった。人それぞれ受け取り方はあると思うが、少なくとも私はそんなに。副知事でもって後々空港ビルの社長になった方々を卑下したというふうにはそれほど感じなかったので、議場で削除を求める発言がない以上は、注意というようなことでもいいのではないかと思う。

今城委員長

それでは、御意見はあったが、私、議会運営委員長としては、議員各位におかれましては、会議規則の趣旨を踏まえ、各議員が良識に基づき品位ある発言を心がけることを改めて徹底するというところでまとめたと思うので、御了承願う。

(了 承)

今城委員長

なお、この取扱結果については、本日の本会議の諸般の報告の中で、議長から善処した旨を報告するというところで、御了承願う。

(了 承)

7. 議案説明書の訂正について

今城委員長

次に、32ページの資料7、議案説明書の訂正についてである。

今定例会の開会日に提出された補正予算に係る議案説明書について、資料7のとおり、知事から議長あてに訂正の申出があった。

この件について、総務部長、説明願う。

清水総務部長

令和7年2月高知県議会定例会議案説明書補正予算の訂正について御報告させていただきます。今議会に提出した高知県議会定例会議案説明書(補正予算)の記載に誤

りがあり、3月10日付で知事から議長あてに訂正依頼をさせていただいた。ディスプレイに表示しているが、正しくは下のように糖尿病重症化予防保健指導実施委託料のところを、上のように糖尿病保健指導連携体制構築事業委託料と誤って記載してしまったものである。議会への提出文書の作成については、これまでの議会からの御指摘を踏まえ、チェック体制を強化してきたところであるが、今後は複数の目での確認や、根拠資料の確認をこれまで以上に徹底し再発防止を図ってまいる。大変申し訳ございませんでした。

今城委員長

何か質問はないか。

(なし)

今城委員長

それでは、この件については、本日の会議で、訂正願いを議場に配付するとともに、諸般の報告の中で報告することとする。

なお、この際、執行部には今後、議会に議案や資料等の書類を提出する場合は、十分な精査を行うよう、注意しておく。

8. 議会デジタル化検討小委員会の最終報告について

今城委員長

次に、議会デジタル化検討小委員会の最終報告についてである。
小委員会の調査検討がこのたび終了したとのことであるので、その結果についての報告を求める。
久保委員、お願いする。

久保委員

議会デジタル化検討小委員会の最終報告をする。
それでは、ディスプレイの報告書を御覧願う。
議会のデジタル化については、令和4年度に定めた議会デジタル化基本方針に掲げる取組を進めるため、議会デジタル化検討小委員会が令和5年6月に設置された。令和5年度はペーパーレス化に向けた環境整備、令和6年度は手続のオンライン化を推進するための規程などについて調査検討を行った。
取組の成果についてであるが、まず令和5年度にペーパーレス会議の実施に向けて、タブレット端末やシステムの導入によるペーパーレス会議の試行、Wi-Fiの設置などに伴い申合せや管理要領など利用のルールを検討を行った。その後、令和6年度からは、ペーパーレス会議の本格実施やグーグルワークスペースによる情報共有などを行っている。
次に、オンライン委員会の開催に向けて、運営要領や出席マニュアルを検討し、実施環境整備の上、令和6年11月にはオンライン委員会の試行を行った。
さらに、議会手続のオンライン化対応として、条例等の改正案を検討し、令和6年2月議会で必要な条例や規則の改正等が行われた。その後、手続項目の整理や押印の見直し、規程案の検討を行い、前回の議会運営委員会では規程案の御承認をいただいております。令和7年4月1日施行を予定している。今後は、オンライン手続が可能となるよう、事務局で詳細な実施マニュアルを作成して、令和7年度からの円滑な実施に向けて対応していくこととしている。
本小委員会では、2年間の活動により、議会のデジタル化に一定の道筋をつけることができた。しかし、情報技術の分野は日進月歩であり、今後も課題の解決や新たな技術の導入について検討する必要があるものと思われる。その際には、改

R7.3.11 議会運営委員会

今城委員長	<p>めて議会運営委員会において、適切に検討を行っていくことが求められると考えている。</p> <p>以上、議会デジタル化検討小委員会における調査検討の最終報告をさせていただいた。</p>
今城委員長	<p>小委員会の調査検討結果の御報告をいただいた。</p> <p>何か質問、御意見はないか。</p> <p>(なし)</p>
今城委員長	<p>それでは、小委員会の報告については、報告書のとおり承認するというので、御異議ないか。</p> <p>(異議なし)</p>
今城委員長	<p>それでは、さよう決する。</p> <p>議会デジタル化検討小委員会の委員の皆様方には、精力的に調査検討を行っていただき、報告書を取りまとめていただいた。誠にありがとうございました。</p> <p>なお、今後の情報技術の進歩に伴う課題の解決や新たな技術の導入について検討する必要が出てきた際には、議会運営委員会において適切に検討を行っていくこととなる。</p>
9. その他	
今城委員長	<p>次に、その他である。</p> <p>何かないか。</p> <p>(なし)</p>
今城委員長	<p>それでは、協議事項は以上である。</p> <p>次回の議運は、特別の事情がなければ、閉会日の3月24日月曜日午前9時から開催することとする。</p> <p>協議事項は、意見書案の協議結果、閉会日の議事手続等についてである。</p> <p>本日の本会議の開会時刻は、午前10時でよろしいか。</p> <p>(異議なし)</p>
今城委員長	<p>それでは、本会議の開会時刻は、午前10時をめどとする。</p> <p>以上で、本日の議会運営委員会を終わる。</p>